

基総発 0312001 号
基監発 0312001 号
基徴発 0312001 号
基安計発 0312001 号
基労管発 0312001 号
平成 20 年 3 月 12 日

都道府県労働局総務部長 殿

都道府県労働局労働基準部長 殿

東京労働局労働保険徴収部長 殿

厚生労働省労働基準局

総 務 課 長
監 督 課 長
労働保険徴収課長
安全衛生部計画課長
労災補償部労災管理課長
(契 印 省 略)

労働基準局所管に係る更なる電子申請利用促進のための取組について

電子申請利用促進のための取組については、事業主等の利便性の向上及び事務効率化等の観点から、電子申請の積極的な利用促進に資するための「オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）」（平成 18 年 3 月 29 日厚生労働省情報政策会議決定。以下「行動計画」という。）を策定し、所管する年間申請届出件数 10 万件以上の手続について、平成 20 年度末までの電子申請利用率を 20%以上とするという目標を定めている。

厚生労働省としても各種の取組を実施してきたが、利用率は厚生労働省全体で 7.5%と低迷していることから、これをさらに向上させることを目的として、「厚生労働省電子申請オンライン利用促進緊急対策」（平成 20 年 1 月 11 日厚生労働省業務・システム最適化等推進部会決定。以下「緊急対策」という。）を策定したところである。

このため、本省においては、下記 1 のとおり更なる取組を行うこととしている。

については、貴職におかれても、下記 2 により周知・広報等に取り組みられるよう御協力

をお願いする。

記

1 本省における電子申請利用促進に係る取組等

本省において本年度に取組を行った利用促進策及び今後緊急対策に基づき取り組むこととしている利用促進策については、以下のとおりである。

(1) 添付書類の見直し

平成20年2月1日付け基徴発第0201001号「労働保険適用徴収システム電子申請機能における様式・添付書類枚数増加対応について」にて示したとおり、来年度から電子申請において送信可能な様式・添付書類の枚数の上限を一手続当たり最大101枚とし、申請者の更なる利便性向上のための措置を実施することとしている。

(2) 様式の見直し

平成22年度末までのできる限り早い時期に、一部様式について記入方法の説明を分かりやすい文言にするとともに、事業主記載欄と職員記載欄の区分を明確にすることを引き続き検討中である。

(3) 電子申請システムの見直しによる事業主等の電子申請手続時の負担軽減等

平成20年2月1日に厚生労働省の電子申請手続の窓口機能が e-Gov（電子政府の総合窓口（インターネット上の行政ポータルサイト））に統合され、電子申請手続の利用者の端末の多様化、仕様の公開及び電子申請手続の操作の共通化等が実現し、事業主等の電子申請手続に係る負担が軽減されることが期待される。

また、電子証明書については、利用可能なものが4種類から14種類にまで拡大された。

(4) 利用促進のための方策の検討

より一層の電子申請手続利用促進に資する目的から、都道府県労働局労働保険徴収主務課室及び各労働基準監督署において、アンケートにより事業主等利用対象者の意見を募集していただいたところ、その結果は別添のとおりである。

これも参考にしつつ、引き続き電子申請手続利用促進のための効果的な方策を検討し、随時講ずる。

(5) 電子申請に関する周知・広報

厚生労働省ホームページにおいて、電子申請手続に関する利用者向けの手引書等を広報している。

また、次の周知・広報用資料を作成する。

- ・ 「時間外労働・休日労働に関する協定届（各事業場単位による届出）を例とした e-Gov 電子申請システム利用マニュアル」（以下「冊子」という。）
- ・ 「電子申請の可能な労働基準関係手続」（A4判1枚。以下「リーフレット」という。）

2 都道府県労働局における電子申請利用促進に係る実施事項等

(1) 電子申請手続に関する周知・広報等

ア 電子申請相談コーナーの設置

各労働基準監督署の窓口で電子申請相談コーナー（以下「相談コーナー」という。）を設置し、電子申請に係る相談に対応すること。

相談コーナーにおいては、相談コーナーである旨の表示及びポスターの掲示を行い、別途送付することとしている冊子及びリーフレットを備え付け、利用者の相談に対し、利用者が関心を持つ手続の担当職員が適切に対応すること。

なお、都道府県労働局における相談コーナーについては、追って指示する。

イ ホームページによる周知・広報

電子申請手続が利用可能な各種手続等について、各都道府県労働局のホームページを活用し、周知・広報を行うこと。

ウ 集団指導等の場における周知・広報

労働保険の年度更新説明会をはじめとする各種集団指導、説明会等の場を利用し、冊子及びリーフレット等の配布を行うこと等により利用勧奨を行うこと。

エ 冊子及びリーフレット等を用いた利用勧奨

各都道府県労働局労働保険徴収主務課室においては、年度更新関係資料送付時に冊子及びリーフレット等を同封するなど、各都道府県労働局の実情に応じた効果的な周知に努めること。なお、リーフレットについては原稿データを送信することとしており、平成20年2月1日付け基業発第0201001号「年度更新における電子申請の利用促進のための事業主等への周知について」において示した労働保険適用徴収関係手続に係る周知文例とともに活用されたい。

また、行動計画においては、労働基準監督署、公共職業安定所及び地方社会保険事務局所管の手続について、相互に利用勧奨することとしており、当該冊子及びリーフレットの一部は、職業安定部及び地方社会保険事務局と部数を調整の上、公共職業安定所及び社会保険事務所等の窓口等において配布できるよう連携を図ること。

(2) 関係団体への要請

各局におかれては、各部連携し、社会保険労務士会、労働保険事務組合、就業規則又は時間外・休日労働に関する協定を本社一括により届け出ている事業場等に対して、局幹部が訪問し、電子申請利用促進に係る要請を行うこと。